国民健康保険高齢受給者証と後期高齢者医療被保険者証を更新します

70歳以上の方が対象の「国民健康保険高齢受給者証」と75歳以上の方（一定の障がいがあると認定された65歳以上の方を含む）を対象とした「後期高齢者医療被保険者証」は、平成25年度の市・都民税の課税所得に応じて、医療機関などで支払う負担割合の見直しを行います。国民健康保険高齢受給者証は対象者全員に、後期高齢者医療被保険者証は負担割合が変わる方に、7月中旬から下旬にお送りします。

▽**負担割合が3割の方へ**　市・都民税の課税所得が145万円以上の方や、同一世帯に同じ保険に加入している3割負担の70歳以上の方がいる方は3割負担になります。ただし、同一世帯の70歳以上の国民健康保険と後期高齢者医療に加入する方の収入の合計が次の場合は、申請により負担割合が1割になる場合があります。

●1人の場合…383万円未満
●2人以上の場合…520万円未満（国民健康保険高齢受給者証の方は例外もあります）

入院時などの各種認定証の交付

入院したときや高額な外来診療を受ける際に窓口負担が減額される「限度額適用認定証」などの各種認定証の交付には、申請手続きが必要です。

●国民健康保険に加入の方ですでに各種認定証をお持ちの方…交付対象となる方には、申請書を7月中旬にお送りしますので、必要な方は交付済みの認定証を添えて申請手続きをしてください。
●後期高齢者医療に加入の方で「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証」をお持ちの方、引き続き対象となる方には、7月下旬にお送りします。

※保険税が未納の方には交付できません。
※70歳以上の方は、市・都民税非課税世帯のみ対象です。

▽**手続きに必要なもの**　申請書、保険証、はんこ、認定証（国保加入の方で現在認定証をお持ちの方）
▽**申請場所**　保険年金課、五日市出張所（五日市出張所は後日郵送となります）

葬祭費を助成します

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されている被保険者が死亡したときに、申請により5万円（平成22年3月以前の死亡の場合は3万円）の葬祭費が助成されます。被保険者証の返還時に手続きしてください。

後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書を送ります

7月中旬に平成25年度後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書をお送りします。保険料の料率、均等割額、年間保険料上限額は、昨年と同額です。

▽**問合せ**
●国民健康保険について…保険年金課国保係
●後期高齢者医療制度について…保険年金課後期高齢者医療係

国民年金受給権者所得状況届の提出をお忘れなく

20歳前のけがや病気が原因で障害基礎年金を受けている方に、日本年金機構から「国民年金受給権者所得状況届」が送付されます。所得状況届に必要事項を記入し、提出してください。

障がいの程度を確認する必要のある方には、診断書付き所得状況届が送付されますので、医師の診断を受けてから提出してください。

所得状況届は大切な届出です。提出が遅れると年金が一時止まることがありますのでご注意ください。年金を受け始めてから1年未満の方には、所得状況届はお送りしていません。

▽**提出先**
●保険年金課年金係
●五日市出張所市民総合窓口係
▽**提出期限**　7月31日㈬
▽**問合せ**
●青梅年金事務所（☎0428・30・3410）
●保険年金課年金係

国民年金保険料の納付が困難な方へ

保険料を納付することが困難な方のために、次のような制度があります。利用される方は事前に申請してください。

▽**保険料免除（全額免除・一部免除）制度**　所得が減ったり、退職（失業）で保険料を納めることが困難なとき、本人、配偶者と世帯主の前年所得が基準額以下であれば、全額免除（保険料の全額が免除）か一部免除（保険料の一部が免除）になります（表）。

※退職（失業）による特例…平成24年3月31日以降に退職（失業）した方は、前年所得が基準額以上でも免除になることがあります。

▽**若年者納付猶予制度**　世帯主の前年所得が基準額以上あるため免除対象とならない30歳未満の方は、本人と配偶者の前年所得が全額免除の基準額以下であれば、保険料の納付を先に延ばすことができます。

※平成24年度分の免除制度の申請期限は、7月31日㈬です（毎年度、申請が必要です）。
※一部免除が認められた方は、納めることが必要な保険料を納めない場合、免除になりません。
※免除期間、先送りした期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます（追納）。

▽**持ち物**　年金手帳、はんこ
●退職（失業）による免除申請の方…雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証、公務員の方は退職辞令（いずれもコピー可）
▽**申請・問合せ**
●保険年金課年金係、五日市出張所市民総合窓口係（申請のみ）
●青梅年金事務所（☎0428・30・3410）

表　免除対象となる所得の目安（平成25年度）

免除区分／世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付（3/4免除）	半額納付（半額免除）	3/4納付（1/4免除）
4人世帯（夫婦、子ども2人）	162万円以下	192万円以下	232万円以下	272万円以下
2人世帯（夫婦のみ）	92万円以下	116万円以下	156万円以下	196万円以下
単身世帯	57万円以下	78万円以下	118万円以下	158万円以下

健康診査を受けましょう！～受診券をお送りしました～

市では、後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、メタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした健康診査を実施しています。

対象の方には、6月下旬に受診券と利用の手引きなどをお送りしています。お手元に届いていない場合はお問い合わせください。

メタボリックシンドロームは動脈硬化を引き起こし、心臓病や脳卒中といった命にかかわる病気を発症する可能性が急激に高まるので、とても危険です。

自分では健康だと思っていても、生活習慣病が隠れている場合や、気付かないうちに進行していることもあり、治療が早ければ早いほど治りも早くなります。

自分の健康を守るために、ぜひこの機会に健康診査を受けて、からだの状態を確認しましょう。

▽**健診期間**　7月1日㈪～10月31日㈭
※国民健康保険に加入している40歳以上の方に実施する特定健康診査の健診期間は9月30日㈪までです。5月下旬に特定健康診査の受診券などをお送りしていますので、お早めに受診してください。
▽**費用**　無料
▽**問合せ**　健康課健康づくり係（直通558・1183）

狩猟免許の取得支援説明会について

市内でハクビシン、アライグマなど野生動物による農作物への被害が拡大しています。市では、被害の軽減を図るために狩猟免許（銃・わな）の取得を推進しており、東京都猟友会が主催する「狩猟免許講習会」の受講費用を助成します。免許取得を希望される方を対象に、助成などについての説明会を開催します。

※狩猟免許を取得された方には、市の有害鳥獣捕獲事業に協力していただきます。

▽**日時**　7月17日㈬　午後2時
▽**場所**　市役所別館第4会議室
▽**対象**　市内在住・在勤で都の狩猟免許の受験資格があり、市の有害鳥獣捕獲事業に協力できる方
※第一種、第二種狩猟免許（銃器）については、すでに銃砲所持許可をお持ちか手続き中の方で、東京都猟友会五日市地区へ入会できる方
▽**対象狩猟免許**　狩猟免許（網猟免許を除く）
▽**助成内容**　狩猟免許講習会の受講料（1万円）
※当日直接会場にお越しください。
▽**問合せ**　農林課農政係（直通558・1849）

あきる野市は自転車競技（ロード・レース）、馬術競技、ソフトボール競技（少年女子）の会場地です。

市職員募集

平成26年度採用の職員採用試験を行います。

▽**募集職種・人員**
●一般事務…10人程度
●一般技術（土木・経験者）、一般技術（建築・経験者）、保健師Ⅰ、保健師Ⅱ（経験者）…それぞれ若干名
※受験資格などは、採用案内を確認してください。
▽**採用説明会**　7月27日㈯　午前10時（市役所5階503会議室）
※参加希望者は、7月25日㈭までに電話で申し込んでください。
▽**試験日**　第1次試験9月22日㈰
※一般技術、保健師Ⅱは第1次試験免除
▽**提出書類**　受験申込書、職務経歴書（経験者のみ）、資格を証明するものの写し、80円切手を貼った第1次試験の合否通知用封筒、写真
▽**応募方法**
●持参の場合…8月8日㈭～10日㈯か12日㈪に、受験者本人が直接お持ちください。
●郵送の場合…8月10日㈯（消印有効）までに送付してください。
▽**その他**　採用案内、受験申込書などを職員課、五日市出張所で配布しています。詳しくは、採用案内をご覧ください。
※採用案内は、市ホームページからもダウンロードできます。
▽**応募・問合せ**　職員課人事給与係（直通558・1334）

市の非常勤職員の募集

▽**職種**　生活保護健康管理支援員
▽**勤務日**　月曜日から金曜日まで（週4日以内）
▽**勤務時間**　午前9時～午後5時（7時間）
▽**勤務場所**　生活福祉課保護係（市役所1階）
▽**勤務内容**　生活保護受給者のうち、精神障がいか精神疾患のある方に対する生活支援、日常生活の健康管理が困難な方への保健指導（家庭訪問や主治医訪問など）
▽**報酬**　時給1860円（社会保険加入）
▽**募集人員**　1人
▽**資格**　保健師か精神保健福祉士の資格を有する方で、精神障がい者などに対する相談業務経験が3年以上ある方
▽**雇用期間**　8月1日㈭～平成26年3月31日㈪（予定）
▽**応募方法**　7月16日㈫までに、履歴書（上半身正面脱帽写真貼付）と資格を証明できるものの写しをお持ちください。
▽**応募・問合せ**　生活福祉課保護係